



山形県公報

平成16年2月27日(金)
第1520号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)... 196

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則.....(食品安全対策課)... 同

山形県海面漁業調整規則の一部を改正する規則.....(生産流通課)... 197

### 訓 令

職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令.....(人 事 課)... 199

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....(村山総合支庁福祉課)... 同

指定居宅介護支援事業者の指定.....( 同 )... 同

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(置賜総合支庁福祉課)... 200

指定居宅サービス事業者の指定.....( 同 )... 同

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....(農政企画課)... 同

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....( 同 )... 同

家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等及び区域の指定の解除.....(生産流通課)... 201

土地区画整理組合の理事の就任の届出.....(都市計画課)... 同

過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の県代行工事の開始.....(交通基盤課)... 同

県道の供用の開始.....(村山総合支庁西村山総務建築課)... 同

道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)... 同

同.....(置賜総合支庁建設総務課)... 202

県道の供用の開始.....( 同 )... 同

同.....( 同 )... 同

同.....( 同 )... 203

道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)... 同

同.....( 同 )... 同

県道の供用の開始.....( 同 )... 204

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則..... 同

### 人事委員会関係

#### 規 則

山形県人事委員会規則5 - 1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則..... 同

## 企業局関係

## 規程

山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程..... 212

## 公 告

大規模小売店舗の変更の届出..... (商業振興課) ... 213

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (村山総合支庁企画振興課) ... 215

## 正 誤

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 山形県規則第7号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年2月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の4とし、第2条の次に次の2条を加える。

(公務上の災害の範囲)

第2条の2 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第1に掲げる疾病とする。

(通勤による災害の範囲)

第2条の3 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

(1) 通勤による負傷に起因する疾病

(2) 前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病

附則第4条第2号中「(昭和42年自治省令第27号)」を削る。

別記様式第14号の注意事項第9項中「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 山形県規則第8号

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則

食品衛生法の施行に関する規則(昭和48年5月県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第15条第1項」を「第26条第1項」に改め、同項第2号中「第17条第1項」を「第28条第1項」に、「第29条第1項」を「第62条第1項」に改め、同項第3号中「第19条の17第6項」を「第48条第8項」に改め、同項第4号中「第21条」を「第52条」に改め、同項第5号中「第21条の2第2項」を「第53条第2項」に改め、同項第6号中「第22条から第24条まで」を「第54条から第56条まで」に、「第29条第1項」を「第62条第1項」に改め、同項第7号中「第21条」を「第71条」に改め、同条第2項第1号中「第17条第1項」を「第28条第1項」に改め、同項第2号中「第22条」を「第54条」に改める。

第5条(見出しを含む。)中「当該吏員」を「当該職員」に、「第5条第1項ただし書」を「第9条第1項ただし

書」に、「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第12条中「第15条第1項」を「第26条第1項」に改める。

第14条中「第19条の17第6項」を「第48条第8項」に改める。

第17条第1項中「第21条第1項」を「第52条第1項」に改める。

第17条の2中「第21条の2第2項」を「第53条第2項」に改める。

第18条中「第21条」を「第71条」に改める。

第19条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号及び第4号中「第21条の2第1項」を「第53条第1項」に改める。

第21条第1項第1号中「第29条第3項」を「第62条第3項」に改める。

別表第2第7項中「特別牛乳さく取処理業」を「特別牛乳搾取処理業」に改め、同表第33項中「かん詰又はびん詰食品製造業」を「缶詰又は瓶詰食品製造業」に改める。

別記様式第5号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第15条第1項」を「第26条第1項」に改める。

別記様式第8号中「第19条の17第6項」を、「第48条第8項」に、「第4条の2」を「第13条」に、「第19条の17第4項各号の1に」を「第48条第6項各号のいずれかに」に改める。

別記様式第9号中「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第21条第2項各号」を「第52条第2項各号」に、「第22条から第24条まで」を「第54条から第56条まで」に改める。

別記様式第12号及び別記様式第14号中「第21条」を「第52条」に改める。

別記様式第14号の2から別記様式第14号の4までの規定中「第21条の2第2項」を「第53条第2項」に改める。

別記様式第15号中「第21条」を「第71条」に改める。

別記様式第16号及び別記様式第18号から別記様式第21号までの規定中「保健所長 氏 名 殿」を「保健所長 殿」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表保健所長の項第9項第1号イ中「第15条第1項」を「第26条第1項」に改め、同号ロ中「第17条第1項」を「第28条第1項」に、「第29条第1項」を「第62条第1項」に改め、同号ハ中「第19条の17第6項」を「第48条第8項」に改め、同号ニ中「第21条」を「第52条」に改め、同号ホ中「第21条の2第2項」を「第53条第2項」に、「同号ヘ中「第22条から第24条まで」を「第54条から第56条まで」に、「第29条第1項」を「第62条第1項」に改め、同号ト中「第21条」を「第71条」に改め、同表食肉衛生検査所長の項第2項第1号イ中「第17条第1項」を「第28条第1項」に改め、同号ロ中「第22条」を「第54条」に改める。

山形県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 山形県規則第9号

山形県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

山形県海面漁業調整規則（昭和39年7月県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、第10号、第11号及び第13号」を「及び第9号から第11号まで」に改める。

第7条中「第1号から第3号まで」を「第1号から第11号まで」に改め、同条第4号中「第11号」を「第10号」に改め、同条第8号から第13号までを次のように改める。

(8) しいらづけ漁業

(9) かが漁業

(10) 固定式さし網漁業

(11) 小型いかつり漁業（総トン数5トン以上30トン未満の動力漁船を使用してするめいかの採捕を目的とするものに限る。）

(12) 潜水器漁業（簡易潜水器を使用するものを含む。）

(14) 小型定置漁業

第7条に次の1号を加える。

(14) 張網漁業

第8条第1項中「前条第1号から第3号まで」を「前条第1号から第11号まで」に改める。

第13条第1項中「船舶ごとに許可を要する漁業」を「法第66条第1項の規定による漁業及び第7条第1号から第3号までに掲げる漁業」に改める。

第43条の見出し中「非漁民」を「遊漁者等」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 徒手採捕

第45条第1項及び第46条第1項中「に係る船舶」を「を受けた者」に、「当該船舶」を「当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶」に改める。

第47条第1項中「船舶が当該」を「漁業者が」に、「に使用された」を「を営んだ」に、「船舶により漁業を操業する者又は当該」を「漁業者又は当該漁業者の使用に係る」に改める。

第49条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

(1) 別記様式第12号による信号旗Lを掲げる。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音1回、長音1回、短音2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

(3) 投光器によりLの信号(短光1回、長光1回、短光2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

3 前項において「長音」または「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

別記様式第12号の備考第2項中「政府間海事協議機関」を「国際海事機関」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第43条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の山形県海面漁業調整規則(以下「旧規則」という。)第7条の規定による許可(同条第4号から第7号まで、第9号から第11号まで及び第13号に掲げる漁業に係るものに限る。)を受けている者は、当該許可の有効期間が満了するまでは、旧規則第10条の規定により当該者に交付された当該許可に係る許可証に記載されている船舶について改正後の山形県海面漁業調整規則(以下「新規則」という。)第7条の規定による許可を受けた者とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第8条又は第21条の規定によりなされている漁業の許可の申請又は起業の認可の申請(旧規則第7条第4号から第7号まで、第9号から第11号まで及び第13号に掲げる漁業に係るものに限る。)は、それぞれ新規則第8条又は第21条の規定によりなされた漁業の許可の申請又は起業の認可の申請とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則第17条の規定により許可証(旧規則第7条第4号から第7号まで、第9号から第11号まで及び第13号に掲げる漁業の許可に係るものに限る。)の書換え交付の申請(船舶の変更に係るものに限る。)がなされている場合は、当該申請をした者は、当該許可の有効期間が満了するまでは、当該変更後の船舶について新規則第7条の規定による許可を受けた者とみなす。

5 前項の申請に係る許可証の書換え交付については、なお従前の例による。

(山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

6 山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則(平成8年12月県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第7条第11号」を「第7条第10号」に改める。

訓 令

山形県訓令第3号

庁 中  
出 先 機 関

職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「鶴岡乳児院」を「総合療育訓練センター庄内支所、鶴岡乳児院」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

（山形県職員服務規程の一部改正）

2 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「鶴岡乳児院」を「総合療育訓練センター庄内支所、鶴岡乳児院」に改める。

告 示

山形県告示第204号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                      | 居宅サービスの種類   | 指定年月日      |
|-----------------------------------|----------------------------------|-------------|------------|
| 有限会社はーと&はーとケアセンター<br>山形市鳥居ヶ丘14番2号 | はーと&はーとディサービス事業所<br>山形市鳥居ヶ丘14番2号 | 通 所 介 護     | 平成15.12.12 |
| 医療法人社団楽聖会<br>山形市江俣四丁目18番46号       | あかねヶ丘ケアセンター<br>山形市あかねヶ丘三丁目15番8号  | 通 所 介 護     | 同 12.18    |
| 医療法人社団楽聖会<br>山形市江俣四丁目18番46号       | あかねヶ丘ケアセンター<br>山形市あかねヶ丘三丁目15番8号  | 痴呆対応型共同生活介護 | 同          |

山形県告示第205号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                                   | 指定年月日      |
|-----------------------------|-----------------------------------------------|------------|
| 医療法人社団楽聖会<br>山形市江俣四丁目18番26号 | あかねヶ丘ケアセンターあかねヶ丘居宅介護支援事業所<br>山形市あかねヶ丘三丁目15番7号 | 平成15.12.18 |

## 山形県告示第206号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年2月27日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地      | 事業所の名称及び所在地              | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日     |
|--------------------------|--------------------------|-----------|-----------|
| 株式会社タック<br>長井市九野本1151番地1 | さふらん長井店<br>長井市九野本1151番地1 | 福祉用具貸与    | 平成16.2.29 |

## 山形県告示第207号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成16年2月27日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                    | 事業所の名称及び所在地                                    | 居宅サービスの種類   | 指定年月日     |
|----------------------------------------|------------------------------------------------|-------------|-----------|
| 株式会社電化社<br>山形市城南町一丁目16番1号              | さふらん長井店<br>長井市九野本1151番地1                       | 福祉用具貸与      | 平成16.2.13 |
| 株式会社ジェイバック<br>福島県郡山市並木三丁目5の10並木ビルA館301 | 痴呆対応型共同生活介護グループホーム<br>もも太郎さん米沢<br>米沢市通町五丁目3-46 | 痴呆対応型共同生活介護 | 同         |

## 山形県告示第208号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年2月27日

山形県知事 高橋和雄

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程(昭和48年6月県告示第796号)の一部を次のように改正する。  
第4条の表中「年0.1パーセント」を「 」に、「年0.15パーセント」を「年0.10パーセント」に、「年1.35パーセント」を「年1.25パーセント」に、「年0.5パーセント」を「年0.40パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成16年1月26日から適用する。
- 平成16年1月26日前に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第209号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年2月27日

山形県知事 高橋和雄

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程(平成4年6月県告示第729号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号口中「年2.85パーセント」を「年2.75パーセント」に改める。

第4条の表中「0.1パーセント」を「 」に、「年1.35パーセント」を「年1.25パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第4条の規定は、平成16年1月26日から適用する。
- 平成16年1月26日前に貸し付けられた園芸銘柄産地育成推進資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第210号

平成16年1月県告示第44号（家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等及び区域の指定）は、廃止する。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県告示第211号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、寒河江市木の下土地区画整理組合から、次の者が理事に就任した旨の届出があった。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 住 所            | 氏 名       |
|----------------|-----------|
| 寒河江市西根一丁目1番31号 | 森 岡 貞 造   |
| 寒河江市丸内三丁目5番3号  | 亀 山 金 七   |
| 寒河江市丸内三丁目8番12号 | 大 沼 敏 清   |
| 寒河江市丸内三丁目7番14号 | 大 沼 弘     |
| 寒河江市丸内二丁目7番41号 | 亀 山 文 太 郎 |
| 寒河江市中央一丁目6番34号 | 芳 賀 幸 照   |
| 寒河江市丸内二丁目7番7号  | 細 谷 馨     |
| 寒河江市七日町2番41号   | 遠 藤 茂 樹   |
| 寒河江市西根一丁目1番45号 | 小 野 道 義   |
| 寒河江市七日町3番12号   | 小 山 陽 一   |
| 寒河江市西根一丁目1番36号 | 軽 部 亮 一   |
| 寒河江市西根一丁目4番12号 | 新 田 耕 一 郎 |

山形県告示第212号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により、町道の改築工事を次のとおり行う。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 路 線 名<br>(市 町 村 名)       | 工 事 区 間                                       | 工事の種類  | 工 事 の 開 始<br>年 月 日 |
|--------------------------|-----------------------------------------------|--------|--------------------|
| 若 宮 最 上 温 泉 線<br>(最 上 町) | 最上郡最上町大字若宮字下白川853 - 2 から<br>同 大字月楯字下川原25-17まで | 橋梁整備工事 | 平成16. 3. 1         |

山形県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成16年2月27日から同年3月11日まで縦覧に供する。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 湯野沢寒河江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字桑ヶ原へ728番1から  
同 20番まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月27日

山形県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月27日から同年3月11日まで縦覧に供する。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 舟形大蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長          |
|----------------------|---|------|----------|-------------|
| 最上郡舟形町舟形字野々田339番23から |   | 旧    | 50.0メートル | メートル<br>895 |
| 同 字大堀542番3まで         |   |      | 12.6     |             |
| 同                    | 上 | 新    | 42.3メートル | 同上          |
|                      |   |      | 12.6     |             |

## 山形県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月27日から同年3月11日まで縦覧に供する。

平成16年2月27日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高畠川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長          |
|-----------------------|---|------|----------|-------------|
| 東置賜郡川西町大字小松字留塚51番16から |   | 旧    | 14.0メートル | メートル<br>259 |
| 同 大字中小松字十王田2633番まで    |   |      | 7.0      |             |
| 同                     | 上 | 新    | 15.0メートル | 同上          |
|                       |   |      | 8.0      |             |

## 山形県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月27日から同年3月11日まで縦覧に供する。

平成16年2月27日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 椿川西線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字上小松字若松沢5158番39から  
同 5158番43まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月27日

## 山形県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月27日から同年3月11日まで縦覧に供する。

平成16年2月27日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 米沢猪苗代線
- 2 供用開始の区間 米沢市門東町一丁目82番16から  
同 84番5まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月27日



山形県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月27日から同年3月11日まで縦覧に供する。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 高畠川西線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字小松字留塚51番16から  
同 大字中小松字十王田2633番まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月27日

山形県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月27日から同年3月11日まで縦覧に供する。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|---------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 鶴岡市大字大山字砂押217番1から<br>同 大字加茂字坂ノ下95番1まで | 旧    | 26.6メートル<br>と<br>6.6  | メートル<br>2,092 |
| 同 上                                   |      | 91.0メートル<br>と<br>11.6 | メートル<br>2,030 |
| 同 上                                   | 新    | 91.0メートル<br>と<br>11.6 | 同 上           |

山形県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月27日から同年3月11日まで縦覧に供する。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|---------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 鶴岡市大字高坂字天王原110番1から<br>同 223番2まで | 旧    | 27.6メートル<br>と<br>23.0 | メートル<br>85 |
| 同 上                             | 新    | 27.6メートル<br>と<br>23.0 | 同 上        |

## 山形県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年2月27日から同年3月11日まで縦覧に供する。

平成16年2月27日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大字高坂字天王原110番1から  
同 223番2まで
- 3 供用開始の期日 平成16年2月27日

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年2月27日

山形県公安委員会

委員長 吉田美智子

## 山形県公安委員会規則第1号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
別表第1第1号山形警察署成沢交番の項中「蔵王西成沢」を「成沢西二丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年2月27日

山形県人事委員会

委員長 古澤茂堂

第88条第1項中「の届出欄」を削る。

第89条第1項中「月額」を「額」に改め、同条第2項中「月額」を「額」に、「別記様式第4号の通勤届の確認及び決定欄」を「別記様式第4号の2の通勤手当認定簿」に改める。

第91条の見出し中「運賃等相当額」を「普通交通機関等に係る通勤手当の額」に改め、同条中「条例第12条の6第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出」を「普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額」に、「よる運賃等の額による」を「より算出する」に改める。

第93条第1項中「運賃等相当額」を「条例第12条の6第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）に、「よる額の総額」を「掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第12条の6第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- (3) 人事委員会の定める普通交通機関等 人事委員会の定める額

第93条第2項中「の交通機関等を」を「において」に、「区間」を「普通交通機関等」に、「よる」を「定める」に改め、「の総額」を削る。

第93条の6の見出し中「特別料金等の2分の1相当額」を「新幹線鉄道等に係る通勤手当の額」に改め、同条第1項中「条例第12条の6第3項に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額(以下「特別料金等の2分の1相当額」という。)の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が」を「新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、」に、「ものによる特別料金等の額による」を「新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出する」に改め、同条第2項中「及び第93条」を削り、「特別料金等の2分の1相当額」を「新幹線鉄道等に係る通勤手当の額」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第93条(第1項第3号を除く。)の規定は、条例第12条の6第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第93条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

第93条の9第1号中「規定する派遣」を「規定する派遣(第96条の2第1項第3号及び第96条の4第2項において「公益法人等派遣」という。)」に、「条例第12条の6第1項第1号又は第3号に掲げる職員」を「交通機関等利用者又は併用者」に改める。

第95条中「月額」を「額」に改め、同条第1号中「(交通機関等を」を「(普通交通機関等に、職員であつて交通機関等を」を「職員であつて、その利用する普通交通機関等が」に、「利用しているものを」を「利用しているものであるものに、その距離」を「交通用具の使用距離」に、「条例第12条の6第2項第1号に掲げる額と同項第2号に掲げる額の合計額(その額が53,000円を超えるときは、53,000円)」を「条例第12条の6第2項第1号及び第2号に定める額(同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」に改め、同条第2号中「条例第12条の6第2項第1号に掲げる額が同項第2号に掲げる額」を「1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が条例第12条の6第2項第2号に定める額」に、「条例第12条の6第2項第1号に掲げる額」を「同項第1号に定める額」に改め、同条第3号中「条例第12条の6第2項第1号に掲げる額が同項第2号に掲げる額」を「1箇月当たりの運賃等相当額等が条例第12条の6第2項第2号に定める額」に、「条例第12条の6第2項第2号に掲げる額」を「同項第2号に定める額」に改める。

第96条第1項中「退職又は死亡した場合にはその職員が退職又は死亡した日」を「離職し、又は死亡した場合にはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日」に、「それぞれ属する月」を「属する月」に、「届出が」を「規定による届出が、」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「月額」を「額」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(返納の事由及び額等)

第96条の2 条例第12条の6第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は通勤手当被支給職員たる要件を欠くに至つた場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において地方公務員法第28条第2項、分限条例第2条並びに市町村立学校職員分限条例第2条及び第6条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益法人等派遣をされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、又は地方公務員法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第12条の6第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第95条第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び

条例第12条の6第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円以下であつた場合前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等)同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0)

ロ 第98条第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0)

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第12条の6第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第12条の6第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(第98条第4項第3号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)(2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。)が20,000円以下であつた場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等)同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 20,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0)

ロ 第98条第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 20,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0)

4 条例第12条の6第6項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当を支給する任命権者及び会計区分と事由発生月の翌月以降に支給される給与を支給する任命権者及び会計区分が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第96条の3 条例第12条の6第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第93条第1項第3号の人事委員会の定める普通交通機関等 1箇月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行を

すること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第96条の4 支給単位期間は、第96条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において地方公務員法第28条第2項、分限条例第2条並びに市町村立学校職員分限条例第2条及び第6条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益法人等派遣をされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、又は地方公務員法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合(前項に規定するときから復職等をしなくて引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

第97条中「月の1日」を「、支給単位期間(第98条第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び次条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の初日」に、「その月の通勤手当は」を「当該支給単位期間等に係る通勤手当は、」に改める。

第98条を次のように改める。

(支給日等)

第98条 通勤手当は、支給単位期間等に係る最初の月の給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第88条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員が任命権者又は会計区分を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する任命権者及び会計区分において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 条例第12条の6第5項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第12条の6第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が条例第12条の6第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(3) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第99条中「月額」を「額」に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号

通 勤 届

年 月 日提出

|                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 任命権者<br>殿              | 勤務公署・所属名<br>所在地                |
| (記名押印又は署名)<br>職名<br>氏名 | 住居(通勤経路の略図は「通勤経路の略図」欄へ記入すること。) |

人事委員会規則5-1第88条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。

|                           |                                              |
|---------------------------|----------------------------------------------|
| 届出の理由(該当するにレ印を付する。)       | 直前の届出の区間と同一の区間がある<br>(該当する区間に係る順路欄のにレ印を付する。) |
| 1 新規(任命権者を異にして異動した場合を含む。) |                                              |
| 2 勤務公署の所在地を異にする異動         |                                              |
| 3 住居の変更                   |                                              |
| 4 通勤経路の変更                 |                                              |
| 5 通勤方法の変更                 |                                              |
| 6 運賃等の負担額の変更              |                                              |

上記事実の発生日 年 月 日

| 順路 | 通勤方法の別 | 区 間           | 距 離  | 所要時間 | 乗車券等の種類 | 左欄の乗車券等の額 | 備 考 |
|----|--------|---------------|------|------|---------|-----------|-----|
| 1  |        | 住 居から( 経由) まで | ・ km | 分    |         | 円         |     |
| 2  |        | から( 経由) まで    | ・ km | 分    |         | 円         |     |
| 3  |        | から( 経由) まで    | ・ km | 分    |         | 円         |     |
| 4  |        | から( 経由) まで    | ・ km | 分    |         | 円         |     |
| 5  |        | から( 経由) まで    | ・ km | 分    |         | 円         |     |
| 6  |        | から( 経由) まで    | ・ km | 分    |         | 円         |     |
| 7  |        | から( 経由) まで    | ・ km | 分    |         | 円         |     |

|                                                                                                                        |         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 総通勤距離 2 km 未満の場合に普通交通機関等を利用する理由                                                                                        |         |
| 記入上の注意                                                                                                                 | 総通勤距離 分 |
| 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動二輪車、自動車、線、新幹線等の別を記入する。この場合において、交通用具の種類を記入するときは、規則第93条の2に規定する自動車等と二輪車等の区別が明確にわかるようにすること。 | 総所要時間 分 |
| 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券(6箇月)、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入する。                                                                         |         |
| 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券(6箇月)の価額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。                                                                 |         |
| 4 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。                                                                                      |         |
| 5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。                                                                        |         |

条例第12条の6第3項又は第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)

7 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

8 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

| * 現公署への異動発令年月日                                                  | 年 月 日  | * 異動等前の住居への入居年月日 | 年 月 日 |      |     |
|-----------------------------------------------------------------|--------|------------------|-------|------|-----|
| * 異動等の直前の住居                                                     |        | * 現住居への入居年月日     | 年 月 日 |      |     |
| 新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等(通勤経路の略図は「通勤経路の略図」欄へ記入すること。) |        |                  |       |      |     |
| 順路                                                              | 通勤方法の別 | 区 間              | 距 離   | 所要時間 | 備 考 |
| 1                                                               |        | 住 居から( 経由) まで    | ・ km  | 分    |     |
| 2                                                               |        | から( 経由) まで       | ・ km  | 分    |     |
| 3                                                               |        | から( 経由) まで       | ・ km  | 分    |     |
| 4                                                               |        | から( 経由) まで       | ・ km  | 分    |     |
| 5                                                               |        | から( 経由) まで       | ・ km  | 分    |     |
| 6                                                               |        | から( 経由) まで       | ・ km  | 分    |     |

|                                                                                                                    |         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 記入上の注意                                                                                                             | 総通勤距離 分 |
| 1 *欄は 7にレ印を付した職員のみ記入する。                                                                                            | 総所要時間 分 |
| 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動二輪車、自動車、線等の別を記入する。この場合において、交通用具の種類を記入するときは、規則第93条の2に規定する自動車等と二輪車等の区別が明確にわかるようにすること。 |         |

|                                          |                                                                                             |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通勤経路の略図 (住居から勤務公署までの略図を記入し、通勤経路を朱書すること。) | 通勤経路の略図 (新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の住居から勤務公署までの略図を記入し、通勤経路を朱書すること。ただし、左図と同様の場合は、「同左」と記入すること。) |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|

別記様式第4号の次に次の様式を加える。

別記様式第4号の2 通勤手当認定簿

| 所属名                               |                    | 氏名        |                              | 算出式    |               | 事実発生年月日      |     | 年月日            |    | 年月日 |  |
|-----------------------------------|--------------------|-----------|------------------------------|--------|---------------|--------------|-----|----------------|----|-----|--|
| 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替勤務に従事する職員等 |                    | 回数        |                              | 算出式    |               | 提出年月日        |     | 年              |    | 月   |  |
| 平均1箇月当たりの通勤所要回数                   |                    | 回数        |                              | 回数     |               | 受理年月日        |     | 年              |    | 月   |  |
| 順                                 | 算出の基礎となる普通交通機関等の名称 | 定期回数券その他  | 運賃等の額の算出基礎                   | 運賃等相当額 | 1箇月当たりの運賃等相当額 | 普通交通機関等の認定期間 | 取扱者 | 支給             | 備考 |     |  |
| 路                                 | 普通交通機関等の名称         | 回数        | 定期券                          | 回数券    | の運賃等相当額       | の認定期間        | 印   | 月              |    |     |  |
| 1                                 | 普通交通機関             |           |                              | 円      | 円             | 年 月から 年 月まで  |     | 1 2 3 4 5 6    |    |     |  |
| 改正                                |                    |           |                              | ( 箇月)  |               |              |     | 7 8 9 10 11 12 |    |     |  |
| 2                                 | 普通交通機関             |           |                              | 円      | 円             | 年 月から 年 月まで  |     | 1 2 3 4 5 6    |    |     |  |
| 改正                                |                    |           |                              | ( 箇月)  |               |              |     | 7 8 9 10 11 12 |    |     |  |
| 3                                 | 普通交通機関             |           |                              | 円      | 円             | 年 月から 年 月まで  |     | 1 2 3 4 5 6    |    |     |  |
| 改正                                |                    |           |                              | ( 箇月)  |               |              |     | 7 8 9 10 11 12 |    |     |  |
| 4                                 | 普通交通機関             |           |                              | 円      | 円             | 年 月から 年 月まで  |     | 1 2 3 4 5 6    |    |     |  |
| 改正                                |                    |           |                              | ( 箇月)  |               |              |     | 7 8 9 10 11 12 |    |     |  |
| 普通交通機関等の利用距離                      |                    | ・ km      | 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額            | 円      | 円             | 年 月 日改正      | 円   | 年 月 日改正        | 円  |     |  |
| 使用用具による職員の区分                      |                    | 交通用具の使用距離 | 別表第13に掲げる額(該当するにレ印を付する。)     | 円      | 円             |              |     |                |    |     |  |
| 自動車等の使用者                          |                    | ・ km      | 自動車等使用に係る額                   | 円      | 円             |              |     |                |    |     |  |
| 二輪車等の使用者                          |                    | ・ km      | 二輪車等使用に係る額                   | 円      | 円             |              |     |                |    |     |  |
| 自動車等・二輪車等両用者                      |                    | ・ km      | 別表第13のイの表適用                  | 円      | 円             | 年 月から 年 月まで  |     |                |    |     |  |
|                                   |                    |           | 別表第13のロの表適用                  | 円      | 円             |              |     |                |    |     |  |
|                                   |                    |           | の額との額の合計額                    | 円      | 円             |              |     |                |    |     |  |
|                                   |                    |           | 交通用具使用に係る額                   | 円      | 円             |              |     |                |    |     |  |
| 併用者の使用距離                          |                    | ・ km      | 1箇月当たりの運賃等相当額と交通用具使用に係る額の合計額 | 円      | 円             | 年 月 日改正      | 円   | 年 月 日改正        | 円  |     |  |
| 規則第95条 第1号 第2号 第3号                |                    |           | 55,000円 × [ 箇月 ] =           | 円      | 円             | 年 月から 年 月まで  |     | 1 2 3 4 5 6    |    |     |  |
|                                   |                    |           |                              | 円      | 円             | 年 月 日改正      |     | 7 8 9 10 11 12 |    |     |  |

記入上の注意

(1)併用者における普通交通機関等利用に係る手当額及び交通用具使用に係る手当額については、普通交通機関等利用者及び交通用具使用者の欄を用いて、その算出基礎を適宜記入すること。

(2)規則第94条第3号の職員(自動車等・二輪車等両用者)について自動車等又は二輪車等使用に係る距離及び額を記入する際は、自動車等の使用者及び二輪車等の使用者の欄を用いること。これは、併用者についても同様とする。

運賃等の額に改定があった場合には、「普通交通機関等の認定期間」の「年 月 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。





## 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 企 業 局 関 係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第2号

山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年2月27日

山形県企業管理者 細 野 武 司

#### 山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局文書管理規程(平成10年3月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「文書等」を「文書」に、「第39条」を「第40条」に改め、「第6節 文書以外の記録等の管理(第40条・第41条)」を削り、「第42条」を「第41条」に、「第43条・第44条」を「第42条・第43条」に改める。

第1条中「その他事務の処理に必要な事項を記録した物」を削る。

第2条第1号中「一切の書類」を「書類(図面、フィルム等を含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」に改め、同条中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 電子文書 電磁的記録のうち、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(3) 総合行政ネットワーク文書 総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより交換される電子文書をいう。

第2条に次の1号を加える。

(8) 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

ロ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第6条第2項中「焼却」を「裁断」に、「廃棄」を「処理」に改める。

第9条第3項中「、進行管理」を削り、「事務」を「事務(担当者が直接送達を受けた電子文書の收受及び直接発送する電子文書の発送の手続を除く。)」に改める。

「第2章 本局の文書等の管理」を「第2章 本局の文書の管理」に改める。

第10条第1号中「受けた文書」を「受けた文書(主務課で直接送達を受けた文書を除く。)」に改め、同条第2号中「小包等」を「小包等により発送する文書、電子文書等」に、「包装を」を「包装又は発送を」に改め、同条第3号を削る。

第11条第1項中「文書の」を「文書(電子文書を除く。)の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 総合行政ネットワーク文書の送達を受けたときは、直ちに山形県基幹高速通信ネットワークで運用される電子メールにより主務課の文書取扱担当者に配布しなければならない。

第12条中「局外から直接持参等の方法により」を「直接」に、「余白」を「余白(電子文書にあっては当該文書を用紙に出力したものの余白)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 直接文書の送達を受けた者は、前項の規定の例により当該文書を收受しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

第12条の2 文書取扱担当者は電子署名が行われた総合行政ネットワーク文書の送達を受けたときは、電子署名の検証を行うとともに、当該文書を用紙に出力したものの余白に朱書きで「電子署名検証済」と記入し、証明印を押印しなければならない。

第13条中「文書取扱担当者」を「文書取扱担当者(直接文書の送達を受けた者を含む。次条において同じ。)」に、「配付された」を「配付されたとき又は送達された」に改める。

第15条第1項中「送達された文書」を「送達された文書(電子文書を除く。)」に改める。

第29条第1項中「施行文書」を「施行文書(電子文書を除く。)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(電子署名の実施)

第29条の2 施行文書(電子文書に限る。)には、総務課長の定めるところにより、電子署名を行わなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げる文書については電子署名の実施を省略することができる。

第30条に次の1項を加える。

3 電子文書を発送するときは、総務課長が別に定める手続により行わなければならない。

第34条中「、5月末日までに」を削り、「常用文書」を「常用文書及び電子文書」に改める。

第39条第1項中「廃棄すべき文書の印影等」を「個人情報又は印影等」に、「ものは、これを裁断し廃棄しなければならない」を「ものがある場合は、裁断等の適切な処理を行わなければならない」に改める。

「第6節 文書以外の記録等の管理」を削る。

第40条を削る。

第41条中「専決権者に」を「所管する事務につき専決で処理する権限を常例として与えられている者(当該権限に属する事務が代決により行われた場合の当該代決をした者を含む。以下「専決権者」という。)に」に改め、同条を第40条とする。

「第3章 事業所の文書等の管理」を「第3章 事業所の文書の管理」に改める。

第42条(見出しを含む。)中「文書等」を「文書」に改め、同条を第41条とし、第43条を第42条とし、第44条を第43条とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成16年6月27日まで縦覧に供する。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NANA-BEANS

山形市七日町二丁目7番10号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社東邦エンタープライズ 神奈川県川崎市川崎区東田町3番地1

代表取締役 横田 隆義

山形ナショナル電機株式会社 山形市平清水一丁目1番75号

代表取締役 清野 伸昭

株式会社尚美堂 山形市緑町二丁目11番18号

代表取締役 逸見 啓

鈴木 瑞旺 山形市七日町二丁目172番3号

中村謙太郎 山形市南原町二丁目1番6号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) Y T 松坂屋ビル

山形市七日町二丁目7番10号

(変更後) NANA-BEANS

山形市七日町二丁目7番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

## (変更前)

| 氏名又は名称       | 住 所             | 代表者の氏名  |
|--------------|-----------------|---------|
| 鈴木 瑞 旺       | 山形市七日町二丁目172番3号 |         |
| 株式会社 尚 美 堂   | 山形市緑町二丁目11番18号  | 逸 見 啓   |
| 株式会社 エーアンドシー | 山形市西田五丁目26番1号   | 清 野 伸 昭 |
| そ の 他 は 未 定  |                 |         |

## (変更後)

| 氏名又は名称                      | 住 所                 | 代表者の氏名    |
|-----------------------------|---------------------|-----------|
| 鈴木 瑞 旺                      | 山形市七日町二丁目172番3号     |           |
| 株式会社 尚 美 堂                  | 山形市緑町二丁目11番18号      | 逸 見 啓     |
| 株式会社 エーアンドシー                | 山形市西田五丁目26番1号       | 高 橋 国 夫   |
| 鈴木 貴 路                      | 山形市七日町二丁目7番15号      |           |
| 株式会社 エイチ・オー                 | 山形市小白川町五丁目25番45号    | 伊 藤 豊 信   |
| 佐々木 ゆ き                     | 山形市七日町二丁目7番15号      |           |
| 株式会社 タ キ タ                  | 山形市桜田西四丁目5番7号       | 滝 田 博     |
| 株式会社 麦 の 穂                  | 大阪府大阪市北区天神橋二丁目2番10号 | 廣 田 雄 二   |
| 特定非営利活動法人 山形<br>県デザインネットワーク | 山形市松栄一丁目3番8号        | 大 山 勝 太 郎 |
| 株式会社 テ ー ビ ス                | 東京都中央区日本橋浜町二丁目21番7号 | 竹 村 正 徳   |
| 株式会社 ラ ピ ー ヌ                | 大阪府大阪市北区天満一丁目5番7号   | 松 田 擁 晴   |
| 株式会社 創 作 屋                  | 岡山県倉敷市鳥羽天神免41番地     | 池 田 栄 作   |
| 株式会社 バ ー モ ス                | 東京都台東区浅草橋一丁目29番7号   | 堀 中 庄 平   |
| 水 野 株 式 会 社                 | 東京都台東区寿三丁目19番2号     | 水 野 昌 一   |
| 富 塚 育 夫                     | 山形市七日町四丁目5番14号      |           |
| 株式会社 ザ・フォウルビ                | 栃木県宇都宮市江曾島本町12番6号   | 田 中 操     |
| 小 林 都 美                     | 山形市やよい二丁目2番10号      |           |

|                      |                     |         |
|----------------------|---------------------|---------|
| 朝 倉 寛 明              | 山形市桜町4番地2           |         |
| 軽 部 秀 昭              | 寒河江市慈恩寺344番地        |         |
| 枝 松 祐 子              | 山形市あこや町一丁目17番50号    |         |
| 株式会社 コ ア - ズ         | 宮城県仙台市太白区長町一丁目3番26号 | 山 下 彰   |
| ユーロピアンコネクション<br>有限会社 | 東京都千代田区九段南三丁目4番2号   | 中 村 泰 章 |

## 4 変更年月日

平成16年2月10日

## 5 届出年月日

平成16年2月13日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年6月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 申請のあった年月日

平成16年2月10日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- (1) 名 称  
特定非営利活動法人 環境NPOミンミ
- (2) 代表者の氏名  
板垣 義次
- (3) 主たる事務所の所在地  
山形市東山形一丁目6番26号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、環境の保全と環境教育の推進を図る活動及び福祉の増進を図る活動に関する事業を行うことによって、資源の再生利用による燃焼ごみの減量化による自然環境の浄化及び福祉施設利用者の自立化、更には雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

正 誤

|            |              |     |   |
|------------|--------------|-----|---|
| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ページ | 行 |
| 平成16. 2. 6 | 第1514号       | 132 | 7 |

誤

|            |            |
|------------|------------|
| 年1.05パーセント | 年1.20パーセント |
|------------|------------|

正

|            |            |
|------------|------------|
| 年1.50パーセント | 年1.20パーセント |
|------------|------------|